

## 外国人労働者の権利が守られる受入れ制度の創設を求める総会決議

2022年11月22日、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）が設置され、議論が大詰めを迎えている。技能実習制度は、法律上、開発途上国等への技術移転等を図ることによる国際貢献を目的としていて、労働力の需給調整に利用されてはならないこととされているが、周知の通り、そのような実態は伴っておらず、人手不足が深刻化している地域や、特に一次産業、二次産業の「労働力」の調達に利用されている。また、技能実習制度では雇用主変更が制限されているため、雇用主が重大かつ深刻な人権侵害に及んでも技能実習生が職場から離脱することができず、権利行使が事実上妨げられている状況にある中、技能実習生の受入れと送出しの過程に制度上関与することになっている民間団体の多くが悪質なブローカーとして機能し、技能実習生から「中間搾取」を行うことが常態化してきた。これらのことから、現在に至るまで、技能実習生に対する深刻な人権侵害が繰り返し生じ、国内外からの批判に晒され、当弁護団も、技能実習制度を速やかに廃止することを長年にわたり主張してきた。

有識者会議は、本年5月11日に公表した中間報告書において、技能実習制度を廃止して新たな外国人労働者受入れ制度を創設することを方針として示した。しかしながら、本年11月8日時点で公表された最終報告書のとりまとめ案では、技能実習制度を「発展的に解消」とするものとしている。そして、技能実習制度の代替として設けられる新制度においては、人材確保と人材育成を目的としつつ、技能実習制度と同様、本人の意思による転職を原則として制限することとし、また、送出し段階で技能実習生に多額の手数料を負担させる原因となっている団体監理型の受入れを残すこととするなど、技能実習制度において生じていた問題を根本から解決するような方針は示されていない。また、技能実習制度に替わる新制度や特定技能制度においても、送出しと受入れに民間団体に関与させることを前提とするなど、依然として、これらの制度によって受け入れられる労働者が債務労働に陥ってしまう危険性がある。さらに、新制度や特定技能1号で受け入れる労働者については家族帯同が引き続き制限されることとされている。妊娠が発覚したら強制帰国を命じられた事例があることから明らかであるように、労働者としての権利以前に、人間としての権利も脅かされる危険性がある。

2022年10月末時点において、国内で就労する外国人労働者は182万人を超えていて、今後も増加することが見込まれる。そして、すでに指摘したとおり、人手不足が深刻化している分野においては、外国人労働者が多く就労しており、外国人労働者の就労なしでは国内産業が成り立たなくなっているのが実態である。

このようなことを踏まえて、従来技能実習制度において指摘されてきた問題を根本的に解決するための議論を、これまで以上に積極的に行うべきである。そして、その際には、現状の社会実態を踏まえ、単に短期の労働力として受け入れるのではなく、分野や職能レベルを問わず、外国人労働者の労働者、生活者としての権利が制限されない制度設計を行うべきである。

日本労働弁護団は、日本で働く外国人労働者が、労働者としてだけでなく、人として、また生活者として、日本において安心して暮らすことができるような受入制度を創設することを求め、また、労働組合による組織化、団体交渉による外国人労働者の権利向上を支援しつつ、外国人労働者の権利擁護のためにもともに闘うことを誓い、ここに決議する。